

遠隔手話通訳サービスの導入にあたって基本的な考え方

2020/06/03

社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
理事長 高田英一

1. はじめに

令和2年度補正予算で都道府県に対して、「遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化」が新型コロナウイルス感染症対策や災害時にも活用できるよう、予算が計上され、各都道府県ではその事業化が図られている。

そのような状況のなか一部に民間営利企業等による営業活動等がみられ、自治体からの戸惑いなどが指摘されている。今回の事業化は緊急的な要素を持ちながらも我が国における手話通訳制度発展の課題とも密接な関係を有していることからその適切な導入・発展が焦眉の課題である。したがって、今より後実践的、集団的な検証が望まれるところである。

2. 遠隔手話通訳サービスについての当法人の基本的考え方

(1) 京都府の記者発表

令和2年6月3日に京都府新型コロナウイルス感染症対策本部、京都府健康福祉部障害者支援課より発出された「遠隔手話通訳サービス」がスタートします。」は以下のように本事業の役割を規定している。

「聴覚障害者の生活を支える手話通訳者について、京都府では、これまでの派遣事業とともに、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、「遠隔手話通訳サービス」を新たに開始（委託先：(社福)京都聴覚言語障害者福祉協会）いたしますので、お知らせします。」

上記のポイントは以下の二点に集約できる。

- ①聴覚障害者の生活を支える
- ②手話通訳者の感染防止

以下、二点にそって基本的な考え方を示す。

(2) 遠隔手話通訳サービスについての当法人の基本的な考え方

ア 「生活を支える」ためのコミュニケーション支援

- ①聴覚障害者の生活を支えるための制度・施策は種々あるが中でもコミュニケーションの保障は要である。
- ②手話通訳の制度はその中でも要約筆記制度と並んで中核を担うもの
- ③手話通訳や要約筆記の派遣事業は上記の中でも制度の重要な部分を占める

イ 今回の事業の直接的な目的

- ①手話通訳者の感染防止に伴う緊急的な措置

ウ 事業実施に当たって留意すべき点

- ①今回の遠隔手話通訳サービス事業が緊急的な措置であっても、事業の展開は生活を支えるためのコミュニケーション支援としての基本機能とその目的に沿うものであることが重要である。
- ②また、今回の事業を一過性のものとすることなく、将来的にこの事業を聴覚障害者の社会参加及び生活の質の向上に貢献する方向で発展させること。

エ そのために事業運営に要求されること

①手話通訳制度の3つの柱

そもそも、手話通訳制度は聴覚障害者の生活を支える制度として、手話通訳者の養成・公的機関等への設置・地域生活で派遣の3つの柱を総合的に進め、互いが相乗的に機能することで、「生活を支える」ためのコミュニケーション支援を目指してきた制度である。例えば、手話通訳者の地域養成はその初期段階から、地域の手話サークルや当事者団体との関係を重視し、自然にOJT環境（地域ニーズの把握、マインドの育成等）を整えることで、養成対象者や現任手話通訳者の専門性等を培い、その後の手話通訳活動につなげてきたことが最大の特徴である。

②社会資源の応答性を高める支援との協同

今回、通信機能を使った「遠隔」での手話通訳サービスを導入するにあたって最も注意すべき点は、上記で述べた「生活を支える」ためのコミュニケーション支援機能を前提にして、遠隔手話通訳サービスが機能すること。あるいは機能させること。

例えば、聴覚障害者の地域生活に不可欠な地域医療機関が聴覚障害者への診療機能を向上させること（社会資源としての応答性を向上させること）ことの必要性和、今回の「遠隔手話通訳サービス」支援が連携され相互に発展していくために、地域医療機関の協力等を粘り強く働きかけるなどの取り組みが平行して行われる必要があることなどである。

③聴覚障害者を主人公とした支援の枠組み

一人でも多くの聴覚障害者が地域生活の主体者としてこのサービスを駆使し、自らの生活をより豊かにするために社会的自由が保障される方向での支援の枠組みが構築されるべきである。

そのために、情報提供施設、市町村設置手話通訳者、各相談機関等が相互に連携し支援の枠組みを構築し、その中に「遠隔手話通訳サービス」事業が適切に位置付けられる必要があし、遠隔手話通訳サービスの切り出しなどはその大きな障壁となる。

④現行制度の改善・拡充を同時に追求する

現行の手話通訳制度は、今回の新型コロナウイルス感染問題においても制度が十分でないことが明らかとなっている。登録派遣者がいまだにボランティア派遣となっている地域がほとんどであり労災などの基本的な身分保障は行われていない。また、設置手話通訳者の多くが非常勤職員などの不安定な身分で働いている現状がある。現行の手話通訳制度そのものを行政の協力を得ながら発展させていくことは今後も重要であり、今回の遠隔手話通訳サービス事業の導入が現行制度の代替えサービスなどとして制度充実の妨げになってはならない。

以上に沿って今後事業を進めることとする。